



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 上 組  
代 表 者 名 代表取締役社長 深井義博  
コード番号 9364 東証一部  
問 合 せ 先 総務部長 岩下隆志  
(TEL : 078-271-5110)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 78 回定時株主総会（以下、本定時総会という）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I. 単元株式数の変更

##### 1. 単元株式数の変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものといたします。

##### 2. 単元株式数の変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### 3. 単元株式数の変更の条件

本定時総会において、株式併合に係る議案および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### II. 株式併合

##### 1. 株式併合の目的

上記「I. 単元株式数の変更」のとおり普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、個人投資家による投資機会の拡大および中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位

を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施するもの  
といたします。

## 2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類 普通株式

(2) 併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって平成29年9月30日（実質上9月  
29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式2株  
につき1株の割合で併合いたします。

(3) 株式併合により減少する株式数

発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	274,345,675株
株式併合による減少株式数	137,172,838株
株式併合後の発行済株式総数	137,172,837株

(注)「株式併合による減少株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前  
の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 効力発生前後における発行可能株式総数

発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて現在の499,550,000株から  
250,000,000株に変更いたします。

(5) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等  
は変動しませんので、1株当たり純資産額は2倍となり、株式市況の変動など他の要因  
を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

## 3. 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿を前提とした当社の株主構成の割合

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	6,531名(100.0%)	274,345,675株(100.0%)
2株未満	59名(0.9%)	59株(0.0%)
2株以上	6,472名(99.1%)	274,345,616株(100.0%)

※上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2株未満の株式のみご所有の株主  
様59名(所有株式数の合計59株)は、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生日まで、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満  
株式を買い取ることを当社に請求することができます。

## 4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一  
括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いた  
します。

## 5. 株式併合の条件

本定時総会において、株式併合に係る議案および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## III. 定款の一部変更

### 1. 定款の一部変更の理由

上記「I. 単元株式数の変更」および「II. 株式併合」に伴い、単元株式数および発行可能株式総数を変更するものです。

### 2. 定款の一部変更の内容

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>499,550,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>250,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって当該効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力が発生した日をもって削除する。</u>

### 3. 定款の一部変更の条件

本定時総会において、本定款変更に関する議案および上記「II. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## IV. 株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(予定)
株式併合の効力発生日 単元株式数の変更の効力発生日 定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年11月上旬(予定)
端数株式の処分代金の支払い開始	平成29年12月上旬(予定)

※上記株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数変更に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。当社では2株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指した取組みを進めております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4 所有している株式と議決権はどのようにになりますか。

A 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に2分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次の通りとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000株	3個	1,500株	15個	なし
例②	1,501株	1個	750株	7個	0.5株
例③	177株	0個	88株	なし	0.5株
例④	1株	0個	0株	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」)が生じた場合(上記の例②、③、④の場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金(端数株式処分代金)は平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

効力発生前のご所有株式が2株未満の場合（上記の例④の場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。**

A 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の2分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は2倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の2倍となります。

**Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金額への影響はありますか。**

A 株式併合の効力発生後、ご所有株式数は2分の1となりますが、1株あたりの配当金は2倍となりますので、今後の業績や経営環境の変動等の理由があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額は変わりません。ただし、株式併合に伴い端数株式が生じる場合、当該端数株式に係る配当は生じませんので、ご了承ください。

**Q 7 株主自身で何か必要な手続きはありますか。**

A 株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

**Q 8 株式併合後により、単元未満株式が生じますが、併合後でも買取りをしてもらえますか。**

A 株式併合後でも単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続き方法は、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 9 今後の具体的なスケジュールを教えてください。**

A 次のとおり予定しております。

平成29年6月29日 定時株主総会開催日

平成29年9月14日 株式併合公告日

平成29年9月26日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成29年9月27日 当社株式の売買単位が100株に変更

平成29年10月1日 株式併合、単元株式数変更および定款の一部変更の効力発生日

平成29年12月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払開始

**【お問合せ先】**

株式併合および単元株式変更についてご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問合せください。

〔株主名簿管理人〕

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
(住所) 〒541-8502  
                  大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号  
(電話) 0120-094-777 (通話料無料)